連絡帳

年金

令和元年度 国民年金保険料 継続免除承認結果が却下になった方

前年度(以前)から、継続免除(全額または納付猶予)承認済みの方が、今年度承認却下となった場合、再申請をすれば一部免除(4分の1・半額・4分の3)に該当することがあります。再申請する方は手続きをしてください。

※継続免除とは、前年度の免除承認区 分が全額か納付猶予に限り、今年度も 同じ区分での免除申請を希望した方

- **持**年金手帳・認め印など
- 場保険年金課(田無庁舎2階)・市民課 (保谷庁舎1階)
- 間武蔵野年金事務所
- 0422-56-1411(ナビダイヤル)▶保険年金課 042-460-9825

子育で・教育

市立小・中学校の学校選択制度

新入学の児童・生徒を対象に、住所 地の指定校以外の市立小・中学校に入 学を希望する場合は、希望校を事前に 申し立てることができます。

- 対令和2年度新入学児童・生徒
- 持認め印
- □受付窓口
- **喝** 10月 1日 (2)~31日 (4)平日午前 8 時 30分~午後 5 時
- 場教育企画課(保谷庁舎3階)
- ■臨時窓□
- **聞** 10月16日(水)~18日(金)午前8時30分 ~午後5時
- 場田無庁舎1階

※本市に転入予定の方は別途書類^あり 詳細は下記へお問い合わせください。

□学校選択制度のご案内

9月上旬に、対象の方へ「学校選択制度のご案内」を送付しました(市立小学校の6年生には在籍校で配布)。届いていない場合は、下記へご連絡ください。

□学校案内パンフレット

教育企画課(保谷庁舎3階)・市民相談室(田無庁舎2階)で配布

子供医療費助成制度

~乳・子医療証の送付~

現在
・
守医療証をお持ち方は、
原則自動更新となりますので、新しい
医療証を9月下旬に送付します。

なお、転入・未申告などで更新手続きが必要な方には7月および8月に書類を送付しています。まだ手続きをしていない方は必ず行ってください。本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。

- ▶子育て支援課
- **a**042-460-9840

∩ <5l

アスタ市民ホール利用一時休止

日本中央競馬会による館内大規模工 事のため、アスタ市民ホールの利用を 一時休止します。

※再開は、令和2年11月2日を予定。 工事の進捗状況によって、日程が前後 する場合がありますので、改めて市報・ 市品でお知らせします。

- 時12月1日~令和2年11月1日(予定)
- **場**アスタ市民ホール
- ▶文化振興課保
- **a**042-438-4040

民間賃貸住宅への入居や 居住継続にお困りの方へ

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居 支援・居住継続支援制度をご活用くだ さい。

❖住宅探しのお手伝い

- 内市と協定を結んだ不動産関係団体の担当者が住宅を探えれまた。
- 担当者が住宅を探すお手伝いをするなどの本市の住民基本台帳に記載され、収入のでは、
- 入があり、次のいずれかに該当する方 ●高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
- ●障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がいる世帯)
- ●ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母いずれかのみの世帯)
- ❖保証委託契約のあっせん
- ▶ 付金を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん
- 対「住宅探しのお手伝い」に同じ
- ❖各種費用の助成
- ①保証委託料…市と協定を結んだ不 動産関係団体を通して保証会社と保証

委託契約を締結した場合、新規契約時 と初回更新時の保証委託料の一部を助 成

- ②少額短期保険料…本制度を活用した賃貸借契約にあたり少額短期保険に加入した場合、2年間保険料の一部を助成
- ③初期費用…本制度を活用し、賃貸借契約の締結予定の方で、初期費用の準備ができずに困っている方へ初期費用の一部を助成
- □助成額 ①委託料の2分の1(2万円^{*}で)
- ②保険料の2分の1(月々1,500円^まで) ③初期費用の2分の1(14万円^まで)
- 対市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方で、
- ①保証会社と保証委託契約を締結し た方
- ②少額短期保険に加入した方
- ③自らの都合ではなく賃貸人からの 立ち退き要求を受けている方
- ※そのほか詳細な条件がありますので、 事前にお問い合わせください。

雨水浸透施設などの助成制度のご利用を

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅地内に雨水浸透施設(屋根に降った雨を道路や河川



浸透ますの設置例

に流さず地下に浸透させる施設)などを設置する際の設置費用の一部(上限額15万円)を助成しています。

- 対市内にある個人所有の住宅
- □**実施期間** 令和2年2月末^まで(予定) ※詳細はお問い合わせください。

公共下水道への切替えを

公共下水道(汚水)に未接続の場合、 浄化槽を利用していたとしても、洗濯 や流しなどの汚水が直接河川に流れ込 み、悪臭や汚濁の原因となります。

はなバス第4北ルート 西原町4丁目(田無ファミリーランド)停留所の移設について

9月24日(火)分別の より西側の田無ファミリーランド敷地 内に停留所を移設します。これに伴い、 花小金井駅方面行きは、停まりません。

また、時刻表および一部の時間帯で 運行経路に変更が生じます。新しい時 刻表は、以下の公共施設や、はなバス の車内(一定期間のみ)にて配布するほ か、市品でもご覧いただけます。

なお、第1・2・3ルート、第4南 ルートの時刻表は変更ありません。

□配布場所 田無庁舎・保谷庁舎・出張所・図書館・公民館

▶都市計画課保 6042-438-4050



無料市民相談

■一般市民相談

- 32.15201002		
場所	日時	
市民相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用~ 一 	

- ■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸□を探します。
- □**申込開始 9月18日似午前8時30分**(★印は、9月4日から受付中)
- □**申込方法** 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話
 ※中は関地口は土変温を入りますので、ごで承ください
- ※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

内容	場所	日時	
法律相談	▦	10月4日金・10日休午前9時~正午	
公 1年代歌	保	10月1日以・2日似・8日似・9日似午後1時30分~4時30	
人権・身の上相談	=	★10月 3日休	午前9時~正午 ※1枠1時間
	保	★ 9月26日(株)	
交通事故相談	=	10月 9日(水)	午後1時30分~4時
	保	★ 9月25日(水)	
税務相談	=	10月11日金	
	保	10月 4日)	
不動産相談	=	10月17日休	
	保	10月10日休	
登記相談	=	10月10日休	
	保	10月17日(休)	
表示登記相談	=	10月10日(休)	· 午後 1 時30分~ 4 時30分
	保	10月17日休	
年金·労災·雇用保険· 人事一般相談	::	10月 7日(月)	
行政相談	=	10月18日옓	
相続・遺言・成年後見等 手続相談		★10月 2日(水)	

「バーチャル行政窓口」を活用した 窓口業務の実証実験を実施

「バーチャル行政窓口」とは、離れた場所でも、まるで目の前で対話するようにコミュニケーションが行える機能を、一体的に備えた新しいシステムです。

このようなICTを活用した新サービスの行政分野における適用可能性を検証するため、子育て関係の窓口業務に関する実証実験を行いますので、ぜひご利用ください。

- □**実施期間** 9月17日以~10月4日 日金
- □**設置場所** 保谷庁舎1階市民課
 □**実施内容** 保谷庁舎と田無庁舎を
 専用端末でつなぐことで、保谷庁舎
 にはない子育て支援課に関する申請
 手続・相談等が行えるようになります。
- □対象業務 ●児童手当および医療 費助成の新規手続き ●児童扶養、 児童育成、特別児童扶養手当、ひと り親家庭医療等の相談対応 ※実証実験のため、一部の業務は完
- ▶企画政策課**Ⅲ ■**042-460-9800

結できない場合があります。

